

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第1号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(防災監)</p> <p>第2条 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 世界遺産の活用及び推進に関すること。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(部の主管課)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 部の主管課は、それぞれ第5条から第15条までに定める当該分掌事務のほか、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(防災監)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(肥前さが幕末維新博事務局の設置)</u></p> <p><u>第2条の2 次に掲げる事務を処理するため、知事の直属として、肥前さが幕末維新博事務局を置く。</u></p> <p><u>(1) 明治維新150年事業に関する企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 肥前さが幕末維新博覧会の実施に関すること。</u></p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(部の主管課)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 部の主管課は、それぞれ第5条から第15条までに定める当該分掌事務のほか、次の事務をつかさどる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部の各課(産業労働部にあつては、<u>有田焼創業400年事業推進監及び第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。</u>)及び現地機関の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略 (室)</p> <p>第19条 さが創生推進課に移住支援室を、新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室を、文化課に世界遺産推進室を、スポーツ課に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、流通・通商課に国際経済室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3～7</u> 略</p> <p><u>8～10</u> 略</p> <p>第22条 略</p> <p><u>2～4</u> 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部の各課及び現地機関の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略 (室)</p> <p>第19条 さが創生推進課に移住支援室を、新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室を、スポーツ課に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、流通・通商課に国際経済室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 肥前さが幕末維新博事務局に事務局長を置く。</u></p> <p><u>4～8</u> 略</p> <p><u>9 事務局長は、肥前さが幕末維新博事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>10～12</u> 略</p> <p>第22条 略</p> <p><u>2 肥前さが幕末維新博事務局に事務局次長を置く。</u></p> <p><u>3～5</u> 略</p> <p><u>6 事務局次長は、事務局長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。</u></p>

改正前	改正後
<p>5～7 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 産業労働部に有田焼創業400年事業推進監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 有田焼創業400年事業推進監は、上司の命を受けて、有田焼創業400年事業の推進に関する事務を掌理する。</p> <p>8～14 略</p> <p>第24条 課に副課長を、センターに副センター長を、室に副室長を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4～9 略</p> <p>第25条 課、センター及び室に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、課、センター又は室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、産業労働部においては、第1項の規定に</p>	<p>(1) 肥前さが幕末維新博事務局の事務を整理し、事務局長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて、事務局長が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>7～9 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 肥前さが幕末維新博事務局に推進監を置く。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 推進監は、上司の命を受けて、明治維新150年事業の推進に関する事務を掌理する。</p> <p>8～14 略</p> <p>第24条 肥前さが幕末維新博事務局にマネージャーを、課に副課長を、センターに副センター長を、室に副室長を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 マネージャーは、推進監を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 推進監不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて、推進監が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>5～10 略</p> <p>第25条 肥前さが幕末維新博事務局、課、センター及び室に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、肥前さが幕末維新博事務局、課、センター又は室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
より置かれた職にある者は、上司の命を受けて、有田焼創業400年事業の推進に関する事務の一部を処理する。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 1 月10日から施行する。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

2 佐賀県公有財産規則 (昭和40年佐賀県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																														
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第 3 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで並びに第 4 条第 2 項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課、<u>有田焼創業400年事業推進監及び組織規則第27条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則 (平成 4 年佐賀県規則第 35 号) 第 2 条第 7 号に規定するかいをいう。</u></p> <p>(4) ~ (8) 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">知事</th> <th style="width: 15%;">本部長</th> <th style="width: 15%;">課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	知事	本部長	課等の長	略					所管	略				<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 <u>肥前さが幕末維新博事務局、組織規則第 3 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで並びに第 4 条第 2 項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則 (平成 4 年佐賀県規則第35号) 第 2 条第 7 号に規定するかいをいう。</u></p> <p>(4) ~ (8) 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">知事</th> <th style="width: 15%;">部長</th> <th style="width: 15%;">課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	知事	部長	課等の長	略					所管	略			
項目	区分	知事	本部長	課等の長																											
略																															
所管	略																														
項目	区分	知事	部長	課等の長																											
略																															
所管	略																														

改正前					改正後				
換等	財産を他の 本部に供用 させるとき			財産を他の 本部に供用 させること に関するこ と	換等	財産を他の 部(肥前さが 幕末維新博 事務局を含 む。)に供用 させるとき			財産を他の 部(肥前さが 幕末維新博 事務局を含 む。)に供用 させること に関するこ と
略					略				

(佐賀県財務規則の一部改正)

3 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第3条第1項及び第3項から第5項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例(平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう(第3章を除く。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 <u>肥前さが幕末維新博事務局</u>、佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第3条第1項及び第3項から第5項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 部長 <u>組織規則第21条第3項に規定する事務局長</u>、佐賀県部設置条例(平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう(第3章を除く。)</p>

改正前	改正後
<p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、<u>議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織（有田焼創業400年事業推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。）</u>をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、<u>有田焼創業400年事業推進監</u>、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項及び第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、移住支援室長、身近な移動手段確保推進室長、世界遺産推進室長、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、国際経済室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>	<p>(3) 本庁等の各課 <u>肥前さが幕末維新博事務局</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第23条第2項に規定する推進監、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項に規定する<u>マネージャー</u>、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、移住支援室長、身近な移動手段確保推進室長、世界遺産推進室長、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、国際経済室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>